



こんなときにはこんな届出を

健康保険では、保険証に関することや保険給付を受けるためなど、被保険者からの届出が必要になることがあります。次にあげた事項に該当する場合は、申請書類に必要な事項を記入し、それぞれ必要な添付書類と一緒に、HR 経由で提出してください。(在職中)

○ 保険証に関する届出

届け出るとき	提出期限	申 請 書	添付書類・注意事項
保険証をなくしたとき 保険証を破損したとき	ただちに	「被保険者証 / 高齢受給者証 減失・毀損・再交付 申請書」 (破損の場合は) 元の保険証	
保険証の検認、更新のため、事業主から証の提出を求められたとき	ただちに	保険証	※検認や更新を受けないものは無効となります。

○ 本人・家族に関する届出

届け出るとき	提出期限	申 請 書	添付書類・注意事項
家族を被扶養者にしたいとき	5日以内	「被扶養者異動届」	添付書類：各種添付書類が必要になります。詳しくは 8 ～ 9 頁をご覧ください。
被扶養者をはずすとき	ただちに	「被扶養者異動届」 保険証 (対象となる被扶養者分)	※被扶養者が死亡した場合は家族埋葬料が支給されるための届出も必要です。40 頁をご覧ください。 添付書類例 就職：新しい保険証のコピー 雇用保険受給開始：受給資格者証 (両面) のコピー 離婚：離婚日のわかる証書類のコピー その他：削除日を確認できる書類
氏名に変更があったとき (被保険者・被扶養者)	ただちに	「被保険者 (家族) 氏名変更届」 保険証	添付書類：(氏名変更日、新しい氏名の確認書類として) 受理証明書または戸籍抄本のコピー
被保険者の資格を失ったとき (会社をやめたとき)	5日以内	保険証	※資格喪失後は当健康保険組合の保険診療および当健康保険組合が提供する各種サービスを受けることはできません。もしも喪失後のご利用が判明した場合は、その全額 (当健康保険組合への請求額) を被保険者に求償することになります。
任意継続被保険者制度に加入するとき	退職後 20日以内	「任意継続被保険者資格取得 申請書」	※保険証は、申請書の確認、事業主からの退職確認が済み次第指定の住所にお送りします。
任意継続被保険者制度の資格を失ったとき	ただちに	「任意継続資格喪失届」	※期間満了、保険料未納、被保険者の死亡、就職、後期高齢者医療制度加入以外の理由では原則として脱退できません。 ※死亡した場合は埋葬料が支給されるため届出も必要です。40 頁をご覧ください。 ※就職した場合は新しい保険証 (写) を添付してください。 ※直接健保組合へご提出ください。

○ 給付に関する届出

給付名	申 請 書	添付書類・注意事項
療養費 家族療養費	「療養費支給申請書」	■医療費を請求する場合 添付書類：①「領収 (診療) 報酬明細書 (医師の証明)」もしくは 診療報酬明細書 (レセプト) ②領収書の原本 ■コルセット・ギブスなどの費用を請求する場合 添付書類：①医師の同意書または診断書の原本* ②領収書の原本 *日本語以外の場合は日本語訳
移送費 家族移送費	「移送費支給申請書」	添付書類：費用の領収書の原本 医師の移送承認書の原本
傷病手当金	「傷病手当金請求書」	添付書類：事業主の証明、療養を担当した医師の意見、必須 ※請求書は、ひと月ごとにまとめて (月末㈬) 月初に提出してください。
出産育児一時金 家族出産育児一時金	不 要	■直接支払制度を利用した場合 直接支払制度を利用する場合は医療機関等と出産育児一時金の支給申請および受け取りにかかわる契約を結んでください。詳しくは出産予定の医療機関等にお問い合わせください。
	「出産育児一時金・付加金請求書」	■直接支払制度を利用しなかった場合 (海外出産した場合も同様) 添付書類：①医師または助産師の証明、もしくは出産証明書 (写) ②医療機関等から交付される合意文書の写し (海外出産の場合は不要) (直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨が記載されているもの) ③出産費用の領収・明細書の写し (海外出産の場合は不要) (直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨が記載されているもの、および産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合は当該出産であることを証明するスタンプを押印したもの)
	「出産育児一時金請求書 (受取代理)」	■受取代理制度を利用する場合 受取代理人となる分娩機関の記名・押印等必要事項を記入 添付書類：母子健康手帳 (写) または出産予定日まで 2 カ月以内であることを証明する書類
出産手当金	「出産手当金請求書」	添付書類：事業主の証明、医師または助産師の証明、必須
埋葬料 (費) 家族埋葬料	「埋葬料 (費)・付加金請求書」	添付書類：死亡についての事業主 (家族埋葬料の場合は市区町村長も可) の証明を申請書に記入、または下記の書類のうちいずれか一点 ●埋葬許可証 ●火葬許可証 ●死亡診断書 ●除籍謄本 ●死体検案書 ●埋葬にかかった領収書 (家族以外が請求する場合) ※埋葬にかかった領収書以外は (写) で可。

○ その他

届け出るとき	申 請 書	添付書類・注意事項
特定疾病に該当するとき	「特定疾病療養受療証交付申請書」	医師の意見欄に記入が必要です。 ※直接健保組合へご提出ください。
入院するとき／高額な外来診療を受けるとき	「限度額適用認定証交付申請書」	添付書類は必要ありません。 ※直接健保組合へご提出ください。